

総合観光パンフレット作製業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

一般社団法人ななお・なかのとDMO（以下、「DMO」という。）は、七尾・中能登エリアを「滞在型リゾートエリア」としてブランディングするにあたり、当地のイメージを戦略的に発信し、訪問者が四季及びライフステージ毎に訪れたい観光地として誘客を図る。

2 背景

DMOの広報ツールは、旧七尾市観光協会の解散を機に継承したものであり、中能登エリアの情報やインバウンド等の近年のニーズへの対応が不足している。七尾・中能登エリア内の観光団体との将来的な連携・統合を視野に入れながら、エリア全体の観光情報の発信を行っていく。

3 委託事業の概要

以下に掲げる事項をDMOが委託するアートディレクターとの協働により実施することとする。

- (1) 業務名：総合観光パンフレット作製業務委託
- (2) 業務内容：別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間：契約締結日から平成31年3月15日まで
- (4) 委託費用：上限1,800,000円（税込み）

4 参加者資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 石川県内に事業所を有する企業等であること。
- (2) 本事業に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他、業務を遂行するに相応しくない者でないこと。

5 提出書類

- (1) 宛先 一般社団法人ななお・なかのとDMO 理事長 濱 暉元
- (2) 企画提案書提出期限 平成31年1月23日（水）必着
- (3) 応募方法 持参又は郵送（FAX、Eメール等での応募は不可）
- (4) 提案書類に係る注意事項

①正本1部は、商号又は名称及び氏名を記入の上、社印を押印したものとし、副本7部は、正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名の記入及び社印を押印していないものとする。

※副本は、作成した会社等が推定できるような記述、ロゴ等の挿入を行わないこと。

②次に掲げる「提出書類一覧表」の順番にまとめること。

- (5) 提出書類

提出書類一覧表	形式	部数
①企画提案書 ※社名、代表者氏名、担当者職氏名、連絡先、デザインのコンセプト等を記載し、代表者印を押印したもの（様式任意）。	A 4	正本1部 及び 副本7部
②パンフレット案（日本語版及び英語版）	原則 A 5	
③工程表 ④ページネーション案 ⑤使用する紙の見本	A 4	
⑥見積書（内訳含む）	A 4	1部
⑦参考資料 ※組織概要及び過去5年間の実績	A 4	

6 質問の受付

- (1) 質問は、FAXまたはEメール等にて文書でのみ受付する（任意様式）。
- (2) 質問に対する回答は、DMOのウェブサイトに掲載する。

7 スケジュール（予定）

①募集開始	平成31年 1月10日（木）
②質問書提出期限	平成31年 1月21日（月）※書面に限る
③質問に対する回答	平成31年 1月21日（月）※随時ウェブサイトに掲載
④企画提案書類提出期限	平成31年 1月23日（水）
⑤書類審査	平成31年 1月25日（金）
⑥結果通知	平成31年 1月28日（月）※採用、不採用の通知
⑦納入期限	平成31年 3月15日（金）

8 審査方法

(1) 企画提案の内容及び事業の実施能力等について採点し、最も優れた提案者を選定する。ただし、審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は受託者を選定しないことがある。

(2) 審査基準

下記の評価項目に基づき審査を行う。

評価項目	企画力	<ul style="list-style-type: none"> ・明確なコンセプトによる企画提案となっているか ・仕様書に示す内容を理解し、なお・なかのとエリアのイメージアップのための方策を盛り込んでいるか ・観光スポットの選定方針及びモデルルートの選定方針はどうか ・四季毎及びライフステージ毎に訪れたい企画であるか ・タイトルに訴求力はあるか など
------	-----	--

独自性	・観光団体の最新動向を踏まえた効果的な情報発信のあり方など、最適な独自提案はなされているか など
デザイン性	・日本人及び外国人にとって、ななお・なかのとの魅力を訴求し、イメージアップに繋がるデザインか ・写真及びテキスト等は、ななお・なかのとの魅力を引き出すものとなっているか ・表紙は、ななお・なかのとへの理解が浅い若者が思わず手に取りたくなり印象に残るデザインであるか ・読み進めたくなる構成となっているか など
利便性・ページ構成	・旅行の企画に役立つ工夫があるか ・利用者が着地で使いやすい工夫がされたものになっているか ・ユニバーサルデザインに配慮したものであるか など
費用対効果	見積金額に対する効果が優れているか
実施能力	作製能力と実績を有しているか など

9 優先交渉権者の決定及び選考結果通知

(1) 提出された書類に基づき、デザイン及び価格等を総合的に勘案して審査することとし、プレゼンテーションは実施しない。

(2) 審査の結果、点数の高い者を最も優れた者を優先交渉権者とする。なお、優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

(3) 選考結果通知は、別途書面にて通知する。

(4) 審査内容及び各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

10 契約締結について

審査の結果、選定された優先交渉権者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様及び金額等の内容を定め、契約を締結する。

したがって、優先交渉権者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

11 その他留意事項

(1) デザイン案は、複数提案することも可能とする。

(2) 企画提案にかかる全ての費用は参加者の負担とする。

(3) 提出された書類は、一切返却しないこととする。

(4) 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

(5) 書類提出後の追加、訂正等は認めないこととする。

(6) 指摘期日までに、要望に応じて校正対応すること。

(7) 契約締結前に使用する写真等の一切の資料は提供しないこととする。ただし、契約後は、DMOが所有する写真の提供は可能とする。

なお、ななお・なかのとDMOウェブサイト内の画像やテキストを利用することは可能とする
(<https://nanaoh.net/c40.html>)。

1 2 問い合わせ先

一般社団法人ななお・なかのとDMO (担当：中道)

〒926-0175 石川県七尾市和倉町2部13番地1 和倉温泉観光会館2階

TEL：0767-62-0900 FAX：0767-62-0901

E-mail：info@nn-dmo.or.jp